

当座勘定規定書



当 座 勘 定 規 定

第1条（当座勘定への受入れ）

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。本中金は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条（証券類の受入れ）

- (1) 証券類を受入れた場合には、取扱店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 取扱店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、取扱店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条（本人振込み）

- (1) 本中金の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、本中金で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条（第三者振込み）

- (1) 第三者が取扱店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が本中金の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条（受入証券類の不渡り）

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受け入れた店舗、または振込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは小切手を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条（小切手の支払）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。

- (2) 前項の支払にあたっては、小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第8条（小切手用紙）

- (1) 本中金を支払人とする小切手を振出す場合には、本中金が交付した用紙を使用してください。
- (2) 前項以外の小切手については、本中金はその支払をしません。
- (3) 当座勘定から支払をした小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに本中金宛に連絡してください。
- (4) 小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (5) 当座勘定から支払をした小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、本中金所定の手続きによって当該小切手の写しを交付します。ただし、本中金が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条（支払の範囲）

- (1) 呈示された小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、本中金はその支払義務を負いません。
- (2) 小切手の金額の一部支払はしません。

第10条（支払の選択）

同日に数通の小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは本中金の任意とします。

第11条（手数料等の引落し）

- (1) 本中金が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種の自動振替あるいは自動支払をする場合には、本中金所定の手続をしてください。

第12条（印鑑の届出）

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、本中金所定の用紙を用い、あらかじめ取扱店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第13条（届出事項の変更）

- (1) 小切手、小切手用紙、印章を失つた場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があつた場合には、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、本中金は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかつたために、本中金からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条（印鑑照合等）

- (1) 小切手または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により本中金に画像として送信されるものを含みます。）を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、本中金は責任を負いません。
- (2) 小切手として使用された用紙（電磁的記録により本中金に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につ

き模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

- (3) この規定および別に定める小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第15条（振出日記載もれの小切手）

- (1) 小切手を振出す場合には、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、本中金は責任を負いません。

第16条（線引小切手の取扱い）

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができます。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、本中金はその責任を負いません。また、本中金が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第17条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第18条（残高の報告等）

- (1) 当座勘定の受払および残高は当座勘定受払照合表により報告します。
- (2) 当座勘定受払照合表は、別に交付した「当座勘定受払照合表綴」とじ込んで保管してください。

第19条（譲渡、質入れの禁止）

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第20条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第22条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項各号の一にでも該当する場合には、本中金はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第21条（取引の制限等）

- (1) 本中金は、本人の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出等の依頼に対する対応、具体的な取引の内容、本人による説明内容およびその他の事情に照らして、本中金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している場合には、在留資格および在留期間その他の必要な事項を本中金の指定する方法によって届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (5) 前4項により、取引が制限された場合についても、本人からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと本中金が認める場合、当該取引の制限を解除します。

第22条（解約）

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、本中金に対する解

約の通知は書面によるものとします。

- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本中金が取引を継続することが不適切である場合には、本中金はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、本中金は責任を負いません。また、この解約により本中金に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
- ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他AからFに準ずる者
 - ③ 本人が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合
 - A. 前号AからG（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ④ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本中金の信用を毀損し、または本中金の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (3) 本中金が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、本中金が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、本中金からの通知によりこの当座勘定取引を停止し、またはこの当座勘定を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、本中金が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に当座勘定取引が停止され、または当座勘定が解約されたものとします。
- ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および第21条第1項で定める本中金からの通知による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ③ 第1号または第2号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく本中金からの確認の要請に応じない場合
- ④ 第21条第1項から第4項までの定めに基づく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

第23条（取引終了後の処理）

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手であっても、本中金はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の小切手用紙は直ちに取扱店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第24条（手形交換所規則による取扱い）

この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

第25条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本中金ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

小 切 手 用 法

1. この小切手用紙は、取扱店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、取扱店へお届けのご印章を使用してください。
なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字 1. 2. 3. …)で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、書面によりただちに届出てください。
8. 小切手用紙は、本中金所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	弍	参	四	五	六	七	八	九	拾	百	千	万

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上